

# 京都市多文化施策懇話会 ニュースレター No.6

編集／発行：京都市多文化施策懇話会事務局（京都市総合企画局国際化推進室）  
2012（平成24）年5月1日発行

## 2011（平成23）年度第3回会議を開催しました

<日時> 2011（平成23）年11月9日（水）午後1時30分から3時30分まで  
<場所> 京都市役所会議室  
<議題> 多文化共生の地域づくり

第3回会議では、「多文化共生の地域づくり」を議題に担当委員が報告し、委員全員で議論を行いました。



### 報告1

#### 災害時の報道や情報提供の在り方と 多文化共生の課題

～東日本大震災の経験から～

2011（平成23）年3月11日に東日本大震災が発生した際、被災した岩手・宮城・福島3県には約3万人の外国籍市民が生活していました。その中には、被害に遭われた方、自国へ帰国された方、また東北に留まり地域の復興に力を尽くしたいという方もおられました。

災害等の非常時には情報がまさしく「命綱」となります。日常生活では、情報を入手するうえでインターネットが大きな役割を果たしていますが、東日本大震災が発生した際、被災地では停電や通信基地局の損壊があったり、情報が不正確であったりといった理由で、インターネットによる情報提供は十分に機能しませんでした。一方で地域の新聞、ラジオ等、住民の求める地域情報を迅速、正確に発信する地域メディアの重要性が改めて認識されました。災害時に外国籍等の市民にも必要な情報がきちんと届くよう、日頃からの多言語での情報提供や地域での防災の取組を推進することが求められます。

#### － 担当委員の意見 －

- ・1995（平成7）年の阪神大震災の際にも、災害時の外国籍市民への支援が課題となった。地域の防災訓練への参加や地域防災マップの整備など、普段からの備えが大切である。
- ・発信した情報を実際に必要とされているところまで届け、人と人とのつながりのなかで情報が活かされるよう、行政が外国籍等の市民に係るNPOとの連携や交流を一層進めることが重要である。
- ・近年、日本では外国人労働者が増えている。こうした方も含め、新規に来日した外国籍等の市民に早く日本での生活になじんでもらうことが大切である。そのため、地域レベルでの多文化交流の機会を増やし、地域の情報や生活情報を多言語や平易な日本語で提供するなどの取組を一層進めることが求められる。

## 報告2 多文化共生の地域づくり

～京都市における多文化共生～

日本はヨーロッパ諸国やカナダと比べれば比較的外国籍の方の割合が少ないですが、それでも近年では「ニューカマー」と呼ばれる1980年代以降に来日した外国籍の方が増えてきており、京都も例外ではありません。今後さらに、私たちの社会は多国籍・多文化となっていくことが見込まれます。

一方で日本では高齢化と少子化が進んでおり、年々労働力人口が減少しています。特に医療、介護などの福祉に係る職場では人材不足が著しく、今後、外国籍の方を含む多様な人材が必要とされることが予測されます。福祉をはじめ様々な分野で、外国籍の方々により一層社会的に活躍していただくと同時に、地域コミュニティでも活躍してもらうことが重要です。

－ 担当委員の意見 －

- ・ イギリスでは、インドをはじめとする外国から多くの医師を招いており、外国出身者の医師が全体の4割を占めているが、それでも医師が不足しているのが現状である。京都には多くの大学や研究機関があり、世界に誇れる先進的な研究が行われている。今後一層こういった京都の魅力を高め、発信していくことで、海外からより多くの研究者や留学生、観光客などを惹きつけていく必要がある。
- ・ 京都が今後若々しく活気のあるまちであり続けるため、多様な国籍や文化的背景をもつ市民が活躍できるまちづくりを進めるべきである。
- ・ 今後の多文化共生施策を進めるうえで、多様な文化が共生するまちづくりについて市民の意識調査を実施し、参考にすると良い。



## 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン

2011(平成23)年7月に、南区東九条の東岩本市営住宅1階に「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」がオープンしました。同サロンでは、東九条地域の特性を活かして、地域交流や多文化共生を促進するため、市民に広く開かれた講演会や講座のほか、「地域・多文化交流



フェスティバル」といったお祭りや、世界の料理教室などの催しが開かれています。地域交流や多文化共生に取り組んでいる市内の団体の連携・交流を深める事業も行っており、2012(平成24)年3月現在で約30の団体が登録しています。

[http://www016.upp.so-net.ne.jp/k\\_salon/index.html](http://www016.upp.so-net.ne.jp/k_salon/index.html)

## 2011 (平成23) 年度第4回会議を開催しました

＜日 時＞ 2012 (平成24) 年 1 月 20 日 (金) 午後 2 時から 4 時まで  
＜場 所＞ 京都市国際交流会館  
＜議 題＞ 多文化共生の地域づくり

第4回会議では、前回に引き続き「多文化共生の地域づくり」を議題に担当委員が報告し、委員全員で議論を行いました。また、2011 (平成23) 年度提言について議論を行いました。

### 報告 多文化施策の活かし方

～地域づくりにつながる情報発信～

行政が多言語で情報発信を行うに際しては、防災情報、生活情報、教育、福祉等に係る情報、イベント情報などの情報の種類、紙媒体やインターネットなどの情報発信の手段に応じて、きめ細かな情報提供を行うことが求められます。

日々発信・提供される情報は、市や区単位での情報から自治会や町内会等地域単位の情報まで様々です。外国籍等の市民にも、こうした多様な情報がきちんと理解できるかたちで届けば、より一層安心して快適に暮らすことができ、地域への愛着も深まるでしょう。

－ 担当委員の意見 －

- ・京都市ホームページの外国語版をより充実させ、外国籍等の市民をはじめとする情報の受け手がたどりつきやすく、見やすい仕組みを工夫することが必要である。
- ・インターネットに簡単にアクセスできない外国籍等の市民や高齢者に対しては、紙媒体での情報提供が依然として重要である。地域住民同士がチラシや回覧板等の紙媒体で情報提供し合えば、互いに知り合い、関係を築くためのきっかけにもなる。

## 2011 (平成23) 年度報告書を提出しました。



2012 (平成24) 年 3 月 29 日 (木)、多文化施策懇話会を代表して小川伸彦座長が、「2011 (平成23) 年度報告書」を細見吉郎京都市副市長に提出しました。

地域での多文化交流の推進、外国籍市民等へ向けた情報提供の推進、多文化共生等に関する意識調査等についての提言を受けた細見副市長は、「委員の皆様には、これまで2年間、京都市

の多文化共生の取組について大変熱心に議論していただきました。提言を重く受け止め、全庁的に検討し、市政に活かして参ります。」と述べました。

※報告書を御希望の方は事務局まで御連絡ください。また、報告の内容は京都市国際化推進室のホームページに掲載しています。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000085281.html>



## あたらしいざいりゅうかんりせいど 新しい在留管理制度について

2012(平成24)年7月9日に外国人登録制度が廃止され、特別永住者の方と日本に中長期在留する外国籍の方、それぞれに対して新たな制度が実施されます。既に発行されている「外国人登録証明書」は引き続き有効ですが、一定期間内に更新が必要となりますのでご注意ください。

ちゅうちようき ざいりゅうしゃ かた  
中長期在留者の方：

これまでの「外国人登録証明書」に代わって「在留カード」が交付されます。

とくべつえいじゅうしゃ かた  
特別永住者の方：

これまでの「外国人登録証明書」に代わって「特別永住者証明書」が交付されます。

そうむしやう  
総務省 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

## がいこくせきし みん かた じゅうみんひよう さくせい 外国籍市民の方にも住民票が作成されます

がいこくせきし みん かた じゅうみん きほんだいちようせいど たいしやう げんざい がいこくじんとろうく おこな かた  
外国籍市民の方も住民基本台帳制度の対象となります。現在、外国人登録を行っている方  
げんざい がいこくじんとろうく げんびよう きさいないよう もと じゅうみんひよう さくせい あら てつづき  
には、現在の外国人登録原票の記載内容に基づいて住民票が作成されますので、新たに手続  
ひつよう  
をする必要はありません。

たいしやう がいこくせき かた  
一対象となる外国籍の方一

ちゅうちようき ざいりゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ いちじ ひ ごぎよ かしゃまた かりたいざいぎよ かしゃ しゅつしやう けい かないざいしゃまた  
中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者、出生による経過滞在外者又  
こくせきそうしつ がい かないざいしゃ  
は国籍喪失による経過滞在外者

じゅうみんひようさくせい いこうそち  
一住民票作成までの移行措置一

たいしやう がいこくせき かた へいせい ねん がつ かりじゅうみんひよう さくせい さくせい  
対象となる外国籍の方には、平成24(2012)年5月までに仮住民票が作成されます。作成  
かりじゅうみんひよう す しちやうそん げんざい がいこくじんとろうく げんびよう きさい じゅうしよ ゆうそう  
された仮住民票は、お住まいの市町村から、現在の外国人登録原票に記載された住所に郵送  
きさいないよう ごかくにん へいせい ねん がつ かりじゅうみんひよう せいしき じゅう  
されますので、記載内容を御確認ください。平成24(2012)年7月に、仮住民票が正式な住  
みんひよう  
民票になります。

ほうむしやうにゆうこくかん りきよく  
法務省入国管理局 [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/)

## じむきやく し 事務局からのお知らせ

ほん  
本ニュースレターや懇話会に関する御意見などがございましたら、下記までお寄せください。

こんわかい かいぎ ぼうちやう  
(懇話会の会議はどなたでも傍聴することができます。)

こんわかい  
また、懇話会ニュースレターのバックナンバーや英語版を御希望の方は、下記までお問い合わせください。

### きやうとし たぶん か し さくこんわかい じむきやく 京都市多文化施策懇話会事務局

きやうとし なかぎやうく てらまちどおり おいけが かみほんのうじ まえちやう ばんち きやうとし そうごう きかくきよこくさい かすいしんしつ  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市総合企画局国際化推進室

TEL: 075-222-3072 FAX: 075-222-3055 Eメール: [kokusai@city.kyoto.jp](mailto:kokusai@city.kyoto.jp)

ホームページ: <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000085281.html>

えいごばん  
ニュースレターのバックナンバー・英語版: <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000087864.html>